

～ 成年後見制度推進マニュアル作成委員会～
第3回 成年後見制度市町村長申立推進マニュアル作成部会 概要

日時 平成23年11月15日(金) 15時35分～17時30分

場所 千葉県社会福祉センター3階会議室

出席者	委員	11名(代理出席2名)	合計18名
	帯同	1名	
	事務局 県社協	6名	

概況：1 開会

2 議題

- (1) これまでの協議に基づく修正箇所について
- (2) 市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判等の請求に係る規程整備について
- (3) 成年後見制度利用支援事業について

3 閉会

記録

- ・ 本議事録は公開する了承を得ています。
- ・ 氏名については敬称略とさせていただきます。

1 開会

(高田班長)

第3回成年後見制度推進マニュアル作成委員会市町村長申立推進マニュアル作成部会を開会いたします。

【議事概要】

2 議題

(1) これまでの協議に基づく修正箇所について

(佐藤部会長)

前回の修正箇所について事務局に説明をしてもらいたい。

(高田班長)

資料に基づいて説明。

(佐藤部会長)

前回の議論の内容と幾つかの事項を書き加えた、時間不足で項目だけを入れたところもある。内容も含めて意見が欲しい。

(齋藤委員)

8ページの(4)の のなお書き「成年後見人等になる法人の資格には民法上別段の制限が設けられていないので、営利法人であるからといって排除されるわけではありません。」とあるが、この部分をあえて入れる必要があるか。

(佐藤部会長)

これは間違いではないので、より正確を期するために法人後見マニュアルの方と調整するというのでよいか。ほかに意見はないか。

(横山副部会長)

このマニュアルは基本的に市町村の職員が首長申立のためのマニュアルで、県社協が作成するので推進マニュアルになるのだと理解している。現在県では障害者の虐待防止マニュアルを策定中であるが、こちらのマニュアルのほうが先行をするので、ガイドラインのような役割を期待している。そのような視点でこのマニュアルを見ると、2市町村長申立の実務で事務手続きの流れに入る前に、市町村の責務、なぜ市町村長が申立をしなければならないのか、市町村長申立の意義、逆に申立をしなかった場合のデメリットを最初に書いた方が良いと思う。20ページの3市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判等の請求に係る規程の図で法的根拠が整理されているが、これは先ほどの役割のところへ移動するほうが良いと思う。

全体の書き方について、13ページからの表形式で表しているが、表形式と言うと左右に何らかの比較があることが前提になると思う。ところが表を見ると段落ごとに関連性が無いので、表で提示する意味が無いのではないか。むしろ全体的な概略を1枚のフローチャートとし、流れを感じたほうが良いと思う。それぞれのフローについて細かい説明をつけたほうが分かりやすいと思う。

22ページには「他自治体の例を参考にしながら、早急に整備を行うことが急務」とあるが、他の市町村に見せてくれとお願いしなくても良いようにする為に、このマニュアルを作るのだから、むしろマニュアルの中に雛形を示していったほうが良いと思う。

(佐藤部会長)

全体の組み立てに関わる話である。もくじとしては[3]が[2]の前に移し、20ページの図などはよく分かりやすいので、市町村申立の意義を強調するという意見である。

(横山副部会長)

21ページの根拠規程というのは市町村整備しておくべき規程ということでよいか。市町村が事務をする為に必要となる規定としては、このような規程が必要だと、具体的に表記をしていくようにしてはどうか。20ページの表は法的根拠であるので、市町村の責務の中で触れたほうが良い。

(佐藤部会長)

形としては[3]の項目と[2]の項目を入れ替えることとし、市町村長申立の意義を更に前のほうに持って行くか。

(横山副部会長)

法的根拠は前に持って行っても良いと思うが、市町村の規程については後ろで良いのではないかと思う。

(佐藤部会長)

冒頭に指摘のあった文章を盛り込んでいく、その中に法的根拠も入れるという形でよいか。フローチャートにすることについてはいかがか。フローチャートにした方が見やすいだろうということだ。千葉市のマニュアルではいかがか。

(齋藤委員)

フローチャートだけを前に持って行ったほうが良いだろうと思う。

(齋藤委員)

後で項目立てて詳しく解説をするということか。

(横山副部会長)

全体像の把握ということで、情報の把握、ケース検討会議、本人調査と検討といった項目だけを書く。例えばケース検討会議をいつやるのかということ、あとで詳細を解説する。全体をフローチャートで整理をし、それに沿って解説を後ろに書いていくほうが良いのではないかと思う。

(齋藤委員)

実際に発見から市長申立に至るまでのケース検討会議も盛り込んだフローチャートが必要だと思う。後見検討会議や後見人候補者の調整なども、そのチャートの中に入れるのかということが求められていると思う。

(佐藤部会長)

現在案として提出されているフローチャートは詳し過ぎる。解説は外に出してしまって、一見で流れが解るようなフローチャートにした方が良いのではないかということである。フローチャートもニーズ把握については各市町村で違うかもしれないが、そのニーズの発

見から入れた方が良く、解説は外に出すという意見である。どのようにしたら良いか。千葉市のマニュアルではいかがか。

(赤荻委員)

千葉市は要点のみである。

(事務局)

資料3の千葉市のマニュアルで、13ページから15ページにわたっている。

(佐藤部会長)

千葉市はフローチャートに担当部所が書き込まれているが。

(赤荻委員)

千葉市ではそのように決まっている。

(佐藤部会長)

フローチャートは見やすいものとし、それぞれの解説は外の出すという形にする。例えば支援チームを作ることや後見人候補者を探すこと、類型を決めなければならないこと、ケース会議の開催などをいつから進めたらよいか分かるようにしたほうが良い。

(齋藤委員)

フローチャートは1ページで収まるようにして、解説はここに書いてあるものをそのまま使っても良いと思う。いきなりこの表では見難いというだけだ。

(佐藤部会長)

1ページに収まるだろうか。

(齋藤委員)

項目だけにして、全体の流れが分かればよいのではないか。だから解説として今あるものをそのまま活かしていてもいいと思う。情報の把握という言葉は上から目線のように、情報の発見とかの言葉にならないかと思う。

(佐藤部会長)

22ページの他市町村の例を参考にしながらというのは、それをしないようにするためのこのマニュアルを参考にしてもらおうのであるから、横山副部会長の意見のとおりだと思う。

(赤荻委員)

11ページの(1)後見人等候補者の検討の最後の段に「施設入所者について、施設長や運営法人を成年後見人等にすることは、利益相反にあたる可能性があるので注意を要する。」とあるが、在宅のケースで、認知症の母と知的障害の子が亡父の遺産相続のために一緒に親子同じ後見人候補者で申立をした際に、遺産相続については同一後見人では利益相反が生じるために別々の後見人が必要となり、再度後見人候補者を探すために手間取ってしまったことがある。そのことも触れたほうが良いかと思う。

13ページの情報の把握のところの後見人等の選任が必要と思われる主な理由に ~

と挙げてあるが、大きくいえば になるのかもしれないが、施設入所のときというのも挙げてあげたほうが良いと思う。

16ページの提出書類一覧の中で本人の財産に関する書類をそろえることが大変である。年金証書などを全てそろえなければならないことを、ここに入れておいたほうが良いかと思う。

17ページの9申立について、面接について触れていない。後見類型の場合は家裁の調査官が本人のもとに面接に来てくれるが、保佐・補助類型の場合申立の際に本人の面接のために連れて行かなければならない。この点を入れたほうが良い。

24ページの報酬費助成の参考単価は月額で上限であることを入れたほうが良い。その下の(事業例)に在宅介護支援センターがあるが、現在は地域包括支援センターである。

25ページの5 予算確保の介護保険制度地域支援事業の費用負担割合が24年度から変更になる。国が39.5%、県19.75%、市19.75%、1号保険者が21%となると聞いているが、確認が必要である。

(佐藤部会長)

最初の遺産分割について、親子でも利益相反になるということをごどこかに触れたほうが良いので、改めて困難事例として取り上げるか。

(赤荻委員)

利益相反が想定される場合は、それぞれに後見人等を立てなければならないというように大まかに載せればよいかと思う。

(佐藤部会長)

親が認知症で、子が知的障害の場合、いろいろな問題が考えられる。たとえば子には後見人がすでについているが、親が認知症となった場合に後見申立をその子の後見人がすることが可能かということは、全国で議論をされているところである。認めるところと、認めないところがあり、はっきりしていない。利益相反も含めて困難なケースをごどこかでまとめてあげたほうが、マニュアルとしては親切なのかなと思う。

(赤荻委員)

もしもそのようにまとめるならば、他市町村に住民票がある場合や、逆に住民票は置いたままで他市町村の施設や病院にいる場合の例も挙げて欲しい。

(佐藤部会長)

ぜひそのようにしたいと思うが、どこに入れたらよいか。別の項目立てて入れたほうが良いと思うが、実務の中か。困難事例こそ市町村申立の重要な活躍フィールドだろうから、市町村申立の意義のところ、困難事例の概要を挟み込んでいく方法も考えられる。

(齋藤委員)

そのほうがバランスが良いと思う。

(佐藤部会長)

どこに入れるかは工夫をすることとするが、困難事例の対応について入れることとする。それから入所のときというのはどのようなことか。

(赤荻委員)

施設入所時に本人は契約できないから、後見人が必要というケースが半分くらいある。

(佐藤部会長)

それは困難事例というよりも、申立の意義のところでのいいかと思う。

(赤荻委員)

身元引受人がいれば問題はないが、いない場合は後見人がいないといけないことになる。

(佐藤部会長)

後見人は身元引受人にはなれないが。

(赤荻委員)

せめて後見人がいなければいけないということ。

(佐藤部会長)

後見人がつけば全ての問題が解決するわけではないことも、どこかに触れておく必要がある。後見人はその周りの人の問題解決のために存在するのではなく、あくまでも本人の権利擁護ためであることも強調するべきかも知れない。

申立の流れにある提出書類の一覧などは、ここから抜き出して1枚の一覧表としてあげたほうが良いだろう。フローチャートには項目だけを描くようにして、その項目の順を追って、詳しい解説を別に載せたほうがよいだろう。家裁のホームページにあるものはそのまま載せてしまっても良いだろうと思う。

面接の件は、後見審判に当たって面接があること、面接の意義は何かということも含めて解説をしたほうが良いのかと思う。赤荻委員は17ページに入れるように入っていたが。

(赤荻委員)

10. 家庭裁判所による調査のところに面談による聞き取り調査と触れてあるが、実際には申立のときに面接が行われる。

(佐藤部会長)

フローチャートの中には面接をすることが入れればよいが、面接の意義のようなことを別に書き出したほうが良いと思う。高齢者の場合は本人が出向かなくてもよいことが多いが、保佐や補助の場合は必ず面接が行われる。これは本人の様子を見るためのもので、申立類型と裁判所の判断類型に差が生じた場合の説明などができる重要な場面である。だから、面接に当たっての準備も含めて、少し項目を挙げて説明をした方がよいかと思う。

24ページの報酬に係る経費についても解説をした方がよいと思う。この助成額は厚生労働省の規定であろうが、必ずしもこれに準じなければならないことではないということ。また、最近の裁判所によって決められた報酬金額が高めになる事が多くなっている、市町村長申し立ての報酬付与についても、裁判所は理解しているはずだが、それよりも高く決定する例が全国的にも出てきている。そのような場合にどのように報酬を支払うことになるのかが問題である。そのようなことも含めて報酬のあり方について触れておいたほうが良いかなと思う。

(齋藤委員)

厚生労働省では参考として金額を提示したが、市町村はそれに習ってしまったという話である。ここは「4 成年後見制度利用支援事業」の解説であるので、ここは参考単価で月額・上限の但し書きを入れておけば良いと思う。あるいは金額の出典が厚生労働省の要綱であることを入れるか。

(佐藤部会長)

この金額以外に決めることはできないのか。

(齋藤委員)

そのようなことはないであろう、とりあえずの案としての金額のはずである。だから、金額が変わってもおかしいことではない。

(佐藤部会長)

逆に報酬付与の決定があっても、その金額のまま受け取らなくても良いのか。

(齋藤委員)

そのようなことはない。

(佐藤部会長)

実際の助成の仕方とかを載せたほうが、マニュアルとしては親切かなと思うが、困っているようなことはないか。

(赤荻委員)

付与の期間が中途半端であるが、混乱もなく支払っている。それは各市町村が考えることではないか。日割りで支払うものか、月単位で支払うものか。千葉市は月単位で支払っている。予算を超えることがなければ支払っている。

(佐藤部会長)

おそらく裁判所もそのような計算をしているのであろうと思う。市町村の助成はこのような計算で出すと良いといったことを挙げておいたら良いと思う。

(赤荻委員)

裁判所のよっては、市町村はいくら出すと言っているのかと、後見人に確認することもあるようである。

(佐藤部会長)

そのようなこともあるようである。出来るだけ報酬付与の額と実際に審判で出た金額の払い方、市町村での予算の決め方をより詳しく書いてあると、マニュアルとしてよいものになる。

(佐藤(有)委員)

浦安市は市町村長申立以外の報酬助成をすることになったが、どのような方法で行ったらよいか。

(佐藤部会長)

元々そのような要綱の有無という問題があるが、浦安市は厚生労働省の指導に従い、市町村長申し立て以外の後見報酬も助成をするようになった様だが、他にもあるか。

(磯邊委員)

松戸市は昨年秋から対象にすることにしたが、どのように積算をしたら良いかがわからなかった。結局は地域包括支援センター等が関わって、本人が申立をしたようなケースなどは助成をすることとなった。

(佐藤部会長)

市町村長申し立て以外の後見報酬助成をするようになったところは、その予算の立て方に苦慮していると感じているのか。

(櫛引委員代理原見主査)

資料2の申立に係る費用の助成について、費用の助成対象として市町村長申立とそれ以外で記載している。この資料から見ても市町村長申立以外を対象としているのは、まだまだ少数である。

(佐藤部会長)

まだまだ少ないようである。浦安市では市長申立以外の助成の実績はいかがか。

(佐藤(有)委員)

昨年度1件、今年度は1件である。まだ周知されていないところもあるのかもしれない。

(佐藤部会長)

市町村長申立からは外れるが、関わりという点では同じベースの話であるので、申立は本人や親族に行ってもらうが、報酬については市町村が持つというケースは困難ケースの中にあるであろうと思う。ぜひ期待をしたいと思う。

(山口委員)

いすみ市は20年度から市長申立が増加し、報酬の助成は生活保護又は生活保護に準ずるようなケースを対象にしている。

(佐藤部会長)

おそらくマニュアルができれば、増加していくものだと思う。県としてもそれは広がって欲しいと思っているのか。

(櫛引委員代理原見主査)

費用的な問題で申立てが行われにくいことのないよう、地域の実情に応じて助成されるよう推進している。

11ページの2番目の「改正される老人福祉法第32条の2等により、今後は候補者を記載して提出する努力が求められている。」とあるが、マニュアルに「改正される」と未来形で書くのはどうか。老人福祉法の改正の意義や改正によって変化することなどを述べる必要は無いか。法的根拠のところでも詳しく述べても良いかと思う。

同じページの4つ目の「それぞれの職能団体が相談に応じてくれる。」とあるが、その職能団体のリストを載せる必要を感じる。

23ページの成年後見制度利用支援事業の対象は、申立の経費と報酬の助成、広報・普及活動ということであるが、厚生労働省はこれに限っているわけではなく、あくまでも例示なので、幅広い利用を検討できるように含みを持たせたらどうか。

(佐藤部会長)

老人福祉法第32条の2については「改正された」を取ってしまえば良いと思う。また、助成対象については入れた方が良いと思うが。事務局で調べてみて欲しい。

(磯邊委員)

申立時に集める書類について、本人所有の不動産が他市町村に存在する場合、その市町村に評価額証明の請求をしたりしているが、他の市町村はどのようにしているのか。

(齋藤委員)

それは時間がかからないか。一方で求められているのは、申立の早さだと思う。審判後後見人が本人の財産調査をする。行政でそこまで細かく調べておいて貰えれば助かることも事実であるが、あまり時間をかけすぎてしまって申立が遅れてしまってはいけないと思う。例えば市内にある不動産については、所有権者、抵当権の有無などの詳細までを調べても、市外については路線価格程度で良いと思う。

(赤荻委員)

千葉市もできる範囲だけを揃えている。市外の不動産の登記事項証明書などは無理をして揃えていない。

(佐藤部会長)

申立書の中に現状で把握できるものでまとめて、揃えられないものは後で揃えれば良いのか。

(赤荻委員)

面接時に追加で提出する事もある。

(齋藤委員)

審判後の第一回目の後見人の報告書の財産目録作成時に調査をするので、申立時はおおよそで大丈夫だと思う。

(佐藤部会長)

後見人の第1回目の財産目録を提出する時に把握できていないとならないということか。

(齋藤委員)

申立時は概ねが揃っていれば良いとした方が、スピーディである。

(佐藤部会長)

申立段階では無理に全部をそろえることはないようである。磯邊委員の質問では他市に請求する際の方法についてもあったと思うが。

(磯邊委員)

いや、他市ではそこまでやっているかどうかを知りたかったので、十分参考になった。自分で揃えられるところまで揃えるようにしたいと思う。

(佐藤部会長)

審判後の財産把握は必ずしなければならないが、申立時はそこまでしなくてもよいということである。しかし、市町村がしてくれたほうが費用もかからず、受任者も助かり、市長申立のメリットでもあるので、協力的に揃えて欲しいと思う。

(横山委員)

今議論されている事もフローチャートの中に整理していけたらと思う。市町村の方で他にも迷っているようなことがあれば、それらを拾い上げて整理する必要があると思う。例えば16ページの7対象者の状況把握で、「対象者を訪問し、現在の状況を調査する。」とあるが、調査すべき状況とは何か、何を調査すべきか、何が申立書に書くべき事項の状況を把握することといった具体的ポイントを丁寧に整理すべきと思う。

(佐藤部会長)

フローチャートは簡素なものでよいが、解説は丁寧に説明するべきである。

(齋藤委員)

10ページの市町村申立の対象者はこのままでよいか。「親族等による法定後見の開始の審判が行うことが期待できない。」とあるが、東京ではここに虐待が入ってくる。14ページの市町村申立を進めるうえでの親族調査の考え方の～に符合し、申立の必要性の書き方も分かりやすくないか。

(佐藤部会長)

親族が申立をできない、市町村長申立の必要性の記載例があった方が分かりやすいということか。

(齋藤委員)

例示をみて、このような場合は市町村長申立だと分かりやすいかと思う。

(佐藤部会長)

わかりやすい表現があればそれで良いと思う。考え方とすれば本人も含めた親族等が申立できないということが、大前提であるということ。例えばこのような例がありますと、あげていく。そのように書き換えておこう。

(横山副部会長)

23ページの一番下に「家庭裁判所へ行く担当職員の交通費が必要になる。」とあるが、利用支援事業には担当職員の交通費という支出はないのではないか。

(高田班長)

予算取りのためです。利用支援事業には含まれないが、予算確保のためにあった方がよいと思いました。

(佐藤部会長)

補助の対象と対象外のものは別枠であろうと思うので、書いておいたほうが良いと思う。25ページの予算確保のところ、負担割合が変わっていくようであるが、どのような負担になっているのかを詳しく書ければマニュアルとして完璧に近づくとと思う。どのように予算が組まれているのか分からないところがある。

(赤荻委員)

市町村負担額が変わるので、細かく書かなくても介護保険からも負担することが分かれば良いのではないかと。

(佐藤部会長)

県の負担額は変わらないのか。

(赤荻委員)

それも変わるはずである。

(佐藤部会長)

例えば一人でも申立をした場合は、その経費はそれぞれの負担割合で負担されていくものなのか。

(齋藤委員)

ここに来て細かい話になったが、出す必然性があるのか。

(佐藤部会長)

原案にあるのは市町村長の報酬助成や、申立助成なりや、まだ実施していないところが役所の中で予算要求をする際に、この様に細かな根拠を情報として提供しようという主旨かと思う。このようは情報はあった方が良くと思うが。

(齋藤委員)

庶務担当で予算を立案する者は知っているだろうと思う。成年後見制度利用支援事業をしているのなら分かっているはずである。なくても良いと思う。

(佐藤部会長)

そうだと思うが、このような予算項目があって、このような負担割合があるということの情報はあるのか。

(横山副部会長)

むしろ成年後見制度利用支援事業を活用するという意識づけしていくことを目的としたマニュアルにするべきではないか。23ページには「市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業です。」とあるが、この事業は市町村の必須事業になっていることや、この制度全体の説明を入れる必要はないか。例えばどこかの市町村ではこれだけやっているといった紹介などが、予算取りの時には有効かと思う。やるためには市町村ではどの位の負担が必要なのかを情報として触れてはどうか。

(佐藤部会長)

成年後見制度利用支援事業はやらなきゃならないという姿勢で進めていって、具体的な

細かな割合などの情報は入れない方向が良いという意見である。そうすると25ページの予算確保の部分は落としてしまっても良いか。

(高田班長)

予算の確保が難しいという声を聞きましたので、書き入れたものです。

(佐藤部会長)

そのような話を聞くのでできるだけ情報を伝えた方が良いかとも思うが。

(櫛引委員代理原見主査)

制度の説明の中で、この制度を利用することによって国・県も一定割合を負担するので、市町村の負担額が少なくなるということは書いてあげるべきかと思う。具体的な負担割合については、改訂がある事もあるので細かく書けないかもしれない。

(赤荻委員)

やはりお金のことは大きな問題である。年間予算が使い切ってしまうと、予算不足を理由に申立をやれないようなこともある。

(佐藤部会長)

今の議論の主旨からすると、年間の予算の範囲内で行うものではなく、必要があれば申立をし、助成をしなければならないモノではないのか。

(齋藤委員)

一般的には年間当初に何ケースという見込みを立ててするが、必要に応じて対応できたらよいが、優先すべきケースが先になるしかない。あらかじめ枠を決めないと予算が財政部門を通過しない。だから、年度末の申立を次年度に先延ばしにするということが続いてしまう。単年度予算ではすまないから、せめて年間計画何ケースと決めざるを得ない。

(佐藤部会長)

予算の立て方はそれぞれの市町村で様々であろうから、なかなかマニュアルには無理ではないか。しかし市町村長申立ての必要性は書かなければならない。

(横山副部会長)

ここは成年後見制度利用支援事業の解説であるから、成年後見制度利用支援事業の内訳を書くべきかなと思う。申立てにかかわる経費等も書いてあるが、予算自体は全体の金額である。要は市町村がどの位負担することになるのかであるから、予算確保というよりも経費の負担で、この事業ではどの位の負担割合かを述べれば良いのではないかと思う。

(佐藤部会長)

今のでよいか。今の箇条の整理を事務局に考えてもらいたい。

(高田班長)

地域支援事業で一括に予算が組まれていて、その一部に成年後見申立に係る枠が決まっているように聞いていますが。

(齋藤委員)

まだ国の負担 1/2 の部分も各自治体が使いきれていないようである。だから、このような制度があって、利用を促進しようということ、まとめ方の中で触れていけば良いのではないか。具体的な予算確保の仕方を載せるよりも、県内の先進地の事例を取り上げたほうが取り組みやすいと思う。私も書くのは割合程度で良いと思う。

(横山副部長)

障害者自立支援法は市町村地域生活支援事業が正解だと思う。こちらは市町村が自腹を切っ出しているものが多い。その中で成年後見制度利用支援事業を利用して、成年後見制度の波及を高めて行くことをこのマニュアルが目指すために、なぜ後見制度が必要なのかを理解をしてもらって、取り組んでいってもらいたいと思う。

(事務局 佐野)

後見報酬の助成は年々膨らむことが予想されますが、その解決策はありますか。

(齋藤委員)

この制度の意義をきちんと書くしかないのではないか。この話はどこでもある話である。どこも低めの設定から始まるだろう。単年度で解決するものではないので、各自治体の財政部門がこの成年後見制度利用支援事業をどのように評価するかということであろう。だから成年後見制度利用支援事業の意味をきちんと書く、お金が無くて制度を利用できない人たちをこの制度が救っているということ、今までよりも強調することであろう。

(山口委員)

申立ての費用よりも報酬の費用が問題。いすみ市は高齢化率も高く、障害者の率も高いので、本人自らが申立をすることがなかなかできない。やっと後見人の就任になっても、報酬の捻出が難しいことが多い。市の財政力が弱く、今まで支出していなかったところに新規の支出をすることになるので、財政課に説明に行き理解を求めたことがある。障害者の場合は高齢者とは別部門が同様に行っている。

(佐藤部長)

事業全体で将来的な見通しを持って設計されていないが、裁判所でも毎年 3 万件の申立て増加に職員の増加が追いついていない、それと同じように市町村長申立費用や報酬助成の増大になってしまっているようであるが、それはそれとして取り組んでいかなければならないというような制度の仕組みになって、解決をしていくしかないのかなと思う。

(赤荻委員)

千葉市で 10 年後の報酬助成の金額を試算したところ、2 億円くらいになってしまった。しかし、地域支援事業で考えていくしかないのかなと思っている。

診断書の費用であるが、申立て費用に含まれないので求償の対象になっていない。以前は上申書に含めて求償できたが、今は対象にならないと言われた。ケース検討会議の前に診断書が必要なために急いで取り寄せるために、今は市負担となってしまっている。医療機関によっては高額な請求が来るところもあるので、他ではどのようにしているか。

(佐藤部長)

生活保護のケースも含めて、あとで本人に求償しているかということはどうか。診断書

は申立ての費用ではないが、必ず提出を求められるものであるので、助成の対象ではないかという議論もあるだろう。

(磯邊委員)

松戸市では必ず本人に負担をしてもらっている。医療費の中に診断書料が含まれている。その負担ができないような人については、市負担としている。

(岡崎委員)

銚子市は申立書類にケース概要を2～3枚程度のものを添付している。ケースの問題点や特徴が分かるようにしている。

(佐藤部会長)

そのようなものを添付しているということか。そのような書式があれば寄せて欲しい。必須書類ではないが、所管や裁判所によって違うかも知れないが、裁判所の判断の資料になるだろう。

(岡本委員代理足立専門員)

よく相談を寄せられるのは「鑑定をしてくれる医師を紹介して欲しい」ということである。鑑定してくれる医師がないので、申立を諦めたケースがある。

(佐藤部会長)

市町村レベルであれば、そのような医師の存在は把握をしていると思う。精神科でなくても良いと思うので。市町村でそのような情報は共有すべきと感じる。

3 閉会

(高田班長)

次回は12月20日(火)午前10時からの予定です。ありがとうございました。